

佐倉市上志津三区町会規約

第1章 総則

- 第1条 本会は佐倉市上志津三区町会と称する。
- 第2条 本会の事務所を町会長宅に置く。
- 第3条 本会は会員相互の親睦と地区の発展を図るを以って目的とする。

第2章 会員及び組織並びに事業

- 第4条 佐倉市上志津三区内に居住する所帯は原則として本会の会員たること。
- 第5条 本会は本地区内の班をもって組織する。
班の区別は役員会の承認を得てこれを分けることができる。
- 第6条 本会は第3条の目的を達成するため次の部門を設け会を運営し、事業を行う。
各部門は主体性をもって業務運営遂行することとし、他部門はこれに協力するものとする。
1. 総務 回運営の総括事務、会議運営、規約・規定・内規の立案
 2. 庶務 会議準備、他部門に属さぬ会務運営に必要な事項
 3. 会計 会計をつかさどる
 4. 広報 「町会だより」「回覧」等の発行、PR
 5. 衛生 保健、環境衛生、下水溝
 6. 防災 防火、消防、防災
 7. 防犯 犯罪防止、街灯
 8. 交通 交通事故防止、道路
 9. 文化 教養・体育の向上、青少年の健全育成、健全娯楽の普及
 10. 福祉 福祉の充実・増進
 11. 慶弔 慶弔
 12. 渉外 官公庁・諸団体・他地区等の渉外
 13. 祝祭典 祝賀、祭典
 14. 会館 上志津会館の運営
- 第7条 会の運営、事業の遂行にあたり必要あるときは規定又は内規を定めることができる。
規定の設定・改版は班長会において、内規の設定・改版は役員会において行う。

第3章 役員及び職務

- 第8条 本会は次の役員をおく。
1. 会長 1名
 2. 副会長 2名
 3. 役員 7名以内（除く、会長・副会長）
- 第9条 本会は会計監査2名をおく。
- 第10条 班には班長をおく。
- 第11条 会長及び役員並びに会計監査は総会において選出する。

班長は拡販において選出する。

第 12 条 役員に欠員を生じたときは速やかに補欠を選出する。
但し任期は前任者の残存期間とする。

第 13 条 会長は連絡帳たること。

第 14 条 本会は学識経験者並びに本会に著しく貢献のあった者を顧問とすることができる。
顧問は役員会において推せんする。

第 15 条 会長は本会を代表し会務を総理する。
副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、副会長は会長の任期の残存期間とする。
会長代行順位は会長が役員に担当部門委嘱時指名する。
会長は役員に担当部門を委嘱し、役員はこれを掌る。
役員の部門兼務は妨げない。
会計は会計を掌る。
会計監査は会計の監査を掌る。
班長は班を代表し審議にあたるとともに班の諸務を掌る。

第 16 条 役員は任意は 2 ヶ年とする。ただし再任を妨げない。
班長の任期は原則として 1 ヶ年とする。但し再任は妨げない。

第 17 条 役員並びに班長の任期は会計年度を基準にする。

第 18 条 役員又は班長に選出されたときは、原則的に就任するものとする。

第 19 条 役員並びに班長は任期満了後でも後任者の就任するまでその職務を行う。

第 20 条 班長は会の運営、事業の遂行が円滑に行えるよう本部に協力するものとする。班長事故あるときは、副班長は班長の残存期間とする。

第 4 章 会議

第 21 条 本会の会議は次のとおりとする。

1. 定期総会
2. 臨時総会
3. 役員会
4. 班長会

第 22 条 定期総会は毎年度始めに会長が招集する。
臨時総会は会長が必要と認めるとき、又は会員の過半数の要望があった時招集する。
役員会及び班長会は必要に応じて会長が招集し議長となって開催する。

第 23 条 総会において議決を要する事項は次のとおりとする。

1. 歳入歳出予算及び決算
2. 役員の変更
3. 規約の改正
4. その他必要な事項

第 24 条 すべての会議は、構成員の過半数の出席を要する。
但し委任状による出席を含むものとする。

第 25 条 議決は出席者の過半数の賛成をもって決し、賛否同数のときは議長これを決定する。
但し委任状は含まないものとする。

第 26 条 決定されたことに対しては、お互いにこれを遵守協力し責任あるものとする。

第 5 章 会計

第 27 条 本会に次の会計をおく。

1. 一般会計
2. 文化特別会計
3. 上志津会館特別会計

第 28 条 本会の経費は次の収入をもって支弁する。

1. 会費
2. 会館使用料
3. 寄付金
4. その他

第 29 条 本会の会員は毎月 400 円会費を拠出する。

会費は毎月末会計へ納入する。

会員に特別の事情があると役員会において認めるときは会費の減免をすることができる。

第 30 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

第 6 章 表彰

第 31 条 本会に功労のあった者を表彰することができる。

表彰者、表彰方法内容等は役員会において決定する。

昭和 39 年 4 月	遂行
昭和 44 年 4 月	改正
昭和 48 年 4 月	改正
昭和 51 年 4 月	改正
昭和 55 年 4 月	改正
昭和 59 年 4 月	改正
昭和 60 年 4 月	改正
昭和 61 年 4 月	改正
平成 10 年 4 月	改正
平成 16 年 4 月	改正